

区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

規制区域指定時（令和 7 年 5 月 26 日）に許可・届出対象と同規模の盛土等を行っている場合は、指定日から 21 日以内（令和 7 年 6 月 16 日（月）まで）に届出が必要です。

【届出に必要な書類】

正本一部副本二部を提出（正本添付書類については、許可証等の写しを除きコピー不可とする。）

(1) 宅地造成又は特定盛土等（土石の堆積）に関する工事の届出書

（宅地造成又は特定盛土等：省令別記様式第十五、土石の堆積：省令別記様式第十六）

(2) 委任状（代理人が手続きを行う場合）

- ・ 委任者は実印朱肉で捺印
- ・ 代理人は朱肉で押印
- ・ 代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類
- ・ 委任者の印鑑証明書（受付日より 3 ヶ月以内のもの）

(3) 位置図（縮尺：1/10,000 以上）

- ・ 方位、道路及び目標となる地物

(4) 届出地及びその周辺の写真

(5) 地形図（縮尺：1/2,500 以上）※

- ・ 区域を朱線で囲む
- ・ 等高線は、2 m の標高差を示すもの

(6) 土地の平面図※

（宅地造成又は特定盛土等）（縮尺 1/2,500 以上）

- ・ 区域を朱線で囲む
- ・ 方位及び土地の境界線並びに盛土（黄緑色で着色）又は切土（薄橙色）をする土地の部分崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置
- ・ 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置

（土石の堆積）（縮尺 1/500 以上）

- ・ 方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容
- ・ 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
- ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

(7) 土地の断面図※

（宅地造成又は特定盛土等）（縮尺：1/2,500 以上）

- ・ 盛土：黄緑色、切土：薄橙色で着色
- ・ 盛土又は切土をする前後の地盤面

（土石の堆積）（縮尺 1/500 以上）

- ・ 盛土：黄緑色
- ・ 土石の堆積を行う土地の地盤面

(8) 現況地番図※

- ・ 工事に関連する土地の境界（朱枠で囲むこと）

- ・ 工事に関連する土地の地番
 - ・ 所有者名その他の権利者名及び地目を記入
- (9) 土地利用計画図（縮尺 1/500 以上）※（宅地造成又は特定盛土等のみ）
- ・ 計画施設の位置、形状、規模等
- (10) 求積図（縮尺 1/500 以上）※
- ・ 許可申請に関連のある土地の全面積
 - ・ 盛土又は切土（土石の堆積）をする土地の面積
- (11) 土量計算書※
- ・ 盛土又は切土（土石の堆積）の土量計算書
- (12) チェックリスト
- （宅地造成又は特定盛土等：参考第 11 号様式、土石の堆積：参考第 12 号様式）

※「5 地形図」から「11 土量計算書」までの添付書類は、下記の政令第 23 条各号及び第 25 条第 2 項各号に掲げる規模に該当する場合は提出してください。

※市町から都市計画法第 29 条許可（開発許可）を取得している場合、県へ申請書（申請図書を含む。）及び許可証の写しを提出してください。（ただし、未提出の場合に限る。）

【政令第 23 条各号及び第 25 条第 2 項各号に掲げる規模】

行為	報告を要する規模
宅地造成 又は 特定盛土等	①盛土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 5m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 2m 以下であっても、切土と合わせて高さが 5m を超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さ（盛土をした後の地盤面の最大高低差）が 5m を超えるもの（崖を生じないもの） ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² を超え、かつ盛土又は切土をする高さ（同一位置における盛土等の前後の標高差）が 30cm [*] を一部でも超えるもの
土石の堆積	①高さが 5m を超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 m ² を超え、かつ土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差（同一位置における土石の堆積の前後の標高差）が 30cm [*] を一部でも超えるもの

※平地盛土（勾配が 10 分の 1 以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。）のうち

面積が 3,000 m²未満の盛土（土砂の堆積）では、「1m」とする。